

令和9年度みえ文化芸術祭

「第33回みえ県民文化祭 地域自主プログラム」を募集します！

文化の振興、普及をはかるため、地域で自ら企画して行う事業を「第33回みえ県民文化祭地域自主プログラム」として認定します。ぜひご応募ください。

募集期間：令和8年7月15日（水）～令和8年8月12日（水）〔必着〕

応募先：三重県環境生活部 文化振興課（住所は裏面に記載）

◆対象となる団体◆

県内の文化団体（実行委員会形式を含む）で、次の要件に適合するもの

- (1) 県内に住所または活動の本拠を有すること
- (2) 一定の規約等を有し、代表者が明らかであること
- (3) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- (4) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (5) 継続して活動しており、また今後も活動を行う見込の団体であること
- (6) 次のいずれかの要件を満たす団体であること
- ア 県内各地の団体を包括している等、県全域にわたり活動している団体
- イ 別表に掲げる圏域のうち、複数の圏域にまたがり広域的に活動している団体
- ウ 過去3年以内に、別表に掲げる圏域のうち、複数の圏域から公募による者が発表・出演等を行う事業を主催しており、また今後も公募による発表者・出演者等が見込まれる事業を主催する団体

※ 上記に関わらず次の団体は申請することができません

- ① 市町及び市町が出資した施設管理を目的とする法人
- ② 学校、事業所内の文化活動団体
- ③ 市町等地方公共団体から運営補助を受ける団体
- ④ 文化の振興以外の主たる目的をもって活動する団体（政治、宗教、営利等を目的とする団体）

別表

圏域	市町
北 勢	いなべ市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中南勢	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊 賀	伊賀市、名張市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

（注）複数の圏域にまたがる場合であっても、隣接する市町のみの場合は広域的とは認めない

◆対象となる活動◆

令和9年4月1日から令和10年3月20日までに実施される、自ら企画して行う創造的な活動で次の要件を満たすもの

- (1) 営利を目的とするものでないこと
- (2) 特定の政党もしくは政治的団体又は宗教のための活動でないこと
- (3) 広く県民一般を参加対象とした活動であること
- (4) 環境に配慮するとともに、障がい者、高齢者、子ども、外国人など誰でも参加できる活動であること

(5) 次のア～イのいずれかに該当する活動であること

ア 団体等の構成員※による発表・出演等を行う公演等

※出演者等のうちおよそ8割以上が団体の構成員であれば、該当するとみなします。

イ 別表に掲げる圏域のうち、複数の圏域から公募による者が発表・出演等を行う公演等

(6) 次のア～クのいずれかに該当する活動であること

ア 優れた文化の実績があり、質的向上を図る活動

イ 文化の国際的な交流活動

ウ 次代の担い手育成につながる活動

エ 県民が文化にふれる場を提供する活動

オ 地域に伝わる伝統的文化を保存、継承し、また埋もれている文化を再興する活動

カ 発展の可能性を備えたオリジナリティのある活動

キ 地域間及び異分野交流による新しい文化の創造を行う活動

ク 文化領域の拡大を図る活動

※ 上記に関わらず次の活動は申請することができません

- ① 文化の振興以外の主たる目的をもって行う活動
- ② 県外で実施する活動や、他の大会等に参加することを目的とする活動
- ③ 教授所や教室が行う稽古ごとと習いごとのおさらい会その他特定の会員のみに限られる活動
- ④ 出版を目的とする活動のうち同人誌、会員誌の出版
- ⑤ 事業内容について自ら企画して行うものでない活動

※ 環境、福祉、国際交流、スポーツ等を主たる目的とする活動は申請できません

※ 内容が、鑑賞や講演のみを目的とする活動は申請できません（鑑賞会、講演会など）

※ 作品集、文化誌等の発行は、発行物が一般に頒布されるものが対象になります

※ 対象となる事業は、当該年度において1団体につき1事業です

◆令和10年度分の認定について◆

希望される団体は、令和10年度分もまとめて応募することができます。対象となるのは、令和10年4月1日から令和11年3月20日までに実施される、自ら企画して行う創造的な活動で、その他要件は令和9年度と同様です。使用いただく施設によっては、「三重県共催事業」として認定されることで、優先予約を受けられる場合もありますので、ご検討ください。

令和10年度分も応募する場合は、第1号様式、第2号様式、第2－2号様式（必要な場合）を別途提出してください。第3号様式やその他資料は令和9年度分と兼用としていただくことが可能です。

◆応募用紙◆

申請様式は、三重県環境生活部文化振興課、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、各市町の文化担当課（室）、三重県文化会館でお受け取りいただくことができます。また、三重県のホームページ「三重の文化」からもダウンロードできます。（<https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/42453034765.htm>）

◆応募・お問い合わせ先◆

所定の様式により、下記へ申請してください。

〒514-8570 津市広明町 13

三重県環境生活部 文化振興課 拠点連携班

電話 059-224-2233 FAX 059-224-2408

◆結果の通知◆

審査の結果については、令和8年9月中旬頃に各団体あてに通知します。

※ 認定後、実施事業内容に変更等が生じた際は、所定の様式により提出してください。詳細については、「令和9年度みえ県民文化祭地域自主プログラム事業実施要領」のとおりです。

◆採択のメリット◆

採択されたプログラムは「三重県共催事業」として認定され、「三重の文化」ホームページ等でPRするほか、三重県文化振興課から県内市町等文化関係機関へ事業周知案内を行います。また、「三重の文化」SNSでの開催告知や県政記者クラブへの資料提供の協力も可能ですので、希望される団体はご相談ください。

なお、「三重県文化振興基金活用事業」みえ文化芸術祭における、みえ県民文化祭地域自主プログラム助成については令和6年度をもって終了しました。